

特定路線価設定申出書の提出チェックシート

申出者氏名： _____

土地等の所在地： _____

「特定路線価設定申出書」を提出する場合には、次の事項のチェックをお願いします。

1 特定路線価の設定を必要とする理由は、相続税又は贈与税の申告のためのものですか。	いいえ	相続税又は贈与税の申告以外の目的のためには、特定路線価を設定できません。
<input type="checkbox"/> はい		
2 評価する土地等は、「路線価方式」により評価する地域（路線価地域）内にありますか。 ※財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）でご確認願います。	いいえ	「倍率方式」により評価する地域内にある土地等は、原則として固定資産税評価額に所定の倍率を乗じて評価しますので、特定路線価の設定は不要です。
<input type="checkbox"/> はい		
3 評価する土地等は、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等ですか。	いいえ	原則として、既存の路線価を基に画地調整等を行って評価しますので、特定路線価の設定は不要です。 評価方法など不明な点につきましては、税務署にご相談ください。
<input type="checkbox"/> はい		
4 特定路線価の設定が必要な道路は、建築基準法上の道路等（ <input type="checkbox"/> 公道 <input type="checkbox"/> 私道（位置指定道路） <input type="checkbox"/> その他）ですか。 ※ 該当するかどうかご不明な場合は、県又は市町村の部署（建築指導課等）で確認できます。	いいえ	
<input type="checkbox"/> はい		
特定路線価を設定する土地等の所在する地域の評定を担当する税務署（裏面参照）に、このチェックシートとともに「特定路線価設定申出書」を提出してください。		

- ※1 特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。
なお、「建築基準法上の道路等」とは、建築物の建築に必要とされる道路等であり、次のものをいいます。
① 「建築基準法第42条第1項1号～5号又は第2項」に規定する道路
② 「建築基準法第43条第2項1号又は2号（平成30年9月25日改正前の建築基準法第43条第1項ただし書を含む。）」の適用を受けたことのある敷地に面する道
- ※2 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）は国税庁ホームページ【www.rosenka.nta.go.jp】で確認できます。
- ※3 特定路線価の設定には、概ね1か月程度の期間を要します。
- ※4 このチェックシートについての不明な点につきましては、特定路線価評定担当署（裏面参照）の評価専門官にご相談ください。
- ※5 税務署での面接による相談は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（自動音声に従って「2」を選択してください。）。

評定担当署一覧

評定担当地域	評定担当署
茨城県全域	〒310-8666 水戸市北見町1番17号 水戸税務署 評価専門官 TEL 029-231-4211 (代表)
栃木県全域	〒320-8655 宇都宮市昭和2丁目1番7号 宇都宮税務署 評価専門官 TEL 028-621-2151 (代表)
群馬県全域	〒371-8686 前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎 前橋税務署 評価専門官 TEL 027-224-4371 (代表)
川越署、秩父署、所沢署、 東松山署、朝霞署の管内	〒350-8666 川越市大字並木452番地の2 川越税務署 評価専門官 TEL 049-235-9411 (代表)
川口署、西川口署、浦和署、 大宮署、上尾署の管内	〒330-9590 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 浦和税務署 評価専門官 TEL 048-600-5400 (代表)
熊谷署、行田署、本庄署、 春日部署、越谷署の管内	〒344-8686 春日部市大沼2丁目12番地1 春日部税務署 評価専門官 TEL 048-733-2111 (代表)
新潟県全域	〒951-8685 新潟市中央区西大畑町5191番地 新潟税務署 評価専門官 TEL 025-229-2151 (代表)
長野県全域	〒380-8612 長野市西後町608番地の2 長野税務署 評価専門官 TEL 026-234-0111 (代表)

(注) 各税務署の電話は、自動音声によりご案内しています。問合せをされる場合は「2」を選択し、電話対応した職員に担当部署をお伝えください。